

担保取消申立て予納郵便切手組合せ一覧表

事件種類	組合せ		合計額	備考
	券種	枚数		
民事訴訟法79条1項 (事由消滅)	500円	2	1,194円	相手方1名増すごとに1,194円追加
	100円	1		
	94円	1		
民事訴訟法79条2項 (同意・相手方の即時抗告権放棄書がある場合)	84円	1	84円	相手方1名増すごとに84円追加
(同意・相手方の即時抗告権放棄書がない場合)	500円	2	1,194円	相手方1名増すごとに1,194円追加
	100円	1		
	94円	1		
民事訴訟法79条3項 (権利行使催告)	500円	4	2,388円	相手方1名増すごとに2,388円追加 (内訳 1,194円分×2)
	100円	2		
	94円	2		

- (注1) 債権者に決定謄本を郵送するときは、84円切手1枚を追加してください。
- (注2) 速達による特別送達等を希望する場合は、その旨を申し出て、260円切手を所要枚数追加してください。
- (注3) 事由消滅、同意の証明文書としての判決正本、和解調書正本等は、原本と写しを提出してください。照合の後、原本を返還します。郵便による返還を希望される場合は、送り先の住所氏名を記載し、所要額の切手を貼った封筒を添付してください。
- (注4) 供託原因消滅証明申請書又は保証委託原因消滅証明申請書には、それぞれ供託書又は保証委託契約書のコピーを添付し、契印してください。証明申請書は正副の2通を作り、正本にだけ収入印紙150円を貼り、請書と共に提出してください。証明書の郵送を希望する場合は、送り先の住所氏名を記載し、所要額の切手を貼った封筒を添付してください。